

福岡県公報

令和六年三月二十六日
第四百八十二号
増刊
②

目次

規則 (第六号一第十四号)

○福岡県介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (介護保険課) ……一

○福岡県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則 (環境政策課) ……一

○福岡県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則 (水産振興課) ……二

○福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) ……三

○福岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則 (下水道課) ……三

○福岡県青少年問題協議会規則を廃止する規則 (政策課) ……三

○福岡県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (道路維持課) ……三

○福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) ……三

○福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (公園街路課) ……八

正誤

○福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (令和五年十二月福岡県企業局管理規程第二号) 中正誤 ……九

規則

福岡県介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県規則第六号

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則
福岡県介護サービス事業者の指定等に関する規則(平成十一年福岡県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
福岡県介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則

第一条及び第二条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

○ (業務管理体制の届出)

第二条 法第百十五条の三十二第二項の規定による届出及び法第百十五条の三十二第四項の規定による区分の変更の届出は、様式第一号により行うものとする。

2 法第百十五条の三十二第三項の規定による届出事項の変更の届出は、様式第二号により行うものとする。

第二条の二を削り、第三条を次のように改める。

(市町村等への情報提供)

第三条 知事は、前条の規定による届出を受領したときは、国、他の都道府県、市町村、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該届出に関する情報を提供することができる。

第三条の二から第十二条までを削る。

様式第一号から様式第九号までを削り、様式第十号中「(第10条)様式」を「(第2条)様式」に改め、同様式を様式第一号とし、様式第十一号中「(第10条)様式」を「(第2条)様式」に改め、同様式を様式第二号とする。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第七号

福岡県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(福岡県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第一条 福岡県立自然公園条例施行規則(昭和三十九年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 福岡県環境保全に関する条例施行規則(昭和四十八年福岡県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改める。

第十五条第一号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同条第十号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(福岡県自然海浜保全地区条例施行規則の一部改正)

第三条 福岡県自然海浜保全地区条例施行規則(昭和五十五年福岡県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号及び第八条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則(平成二年福岡県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則(令和二年福岡県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改める。

第十七条第一号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同条第七号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第二十四条第一号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改める。

第三十一条第一項第二号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第八号

福岡県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県漁港管理条例施行規則(昭和三十九年福岡県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に、「第八条の二」を「第十七条」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第九号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項中「第四条第七項」を「第四条第九項」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十号

福岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

福岡県流域下水道事業財務規則（令和二年福岡県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十二条中「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の八第一項後段」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県青少年問題協議会規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十一号

福岡県青少年問題協議会規則を廃止する規則

福岡県青少年問題協議会規則（昭和二十八年福岡県規則第九十号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十二号

福岡県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県道路占用料徴収条例施行規則（昭和五十六年福岡県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中二十七の項を三十一の項とし、十三の項から二十六の項までを四項ずつ繰り下げ、十二の項の次に次のように加える。

16	15	14	13
災害時において住民等に対する物資又は電力の供給の用に供することができる防災拠点自動車駐車場に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設	災害時において住民等に対する物資又は電力の供給の用に供することができる防災拠点自動車駐車場に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設	災害時において住民等に対する物資又は電力の供給の用に供することができるベンチ、貯水槽その他これらに類する工作物又は施設並びに太陽光発電設備及び風力発電設備	災害情報の伝達の用に供することができる広告塔、通信設備、街灯その他これらに類する工作物又は看板
減額	減額	減額	減額
条例に定める額に百分の九十を乗じて得た額	条例に定める額に百分の九十を乗じて得た額	条例に定める額に百分の九十を乗じて得た額	条例に定める額に百分の九十を乗じて得た額

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十三号

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築士法施行細則（昭和二十五年福岡県規則第百十一号）の一部を次のように

改正する。
様式第九号を次のように改める。

様式第9号(第20条関係)

〔 一級
二級
木造 〕

建築士事務所登録事項変更届

下記のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法第23条の5の規定により届け出ます。

年 月 日

福岡県知事 殿

建築士事務所 開設者氏名
名 称
登録番号
登録年月日

記

項 目		変 更 前	変 更 後	変更年月日	
建築士事務所	フリガナ 名 称	-----	-----	年 月 日	
	所 在 地	〒	〒		
	電 話 番 号				
開 設 者	個 人	フリガナ 氏 名	-----	年 月 日	
		住 所	〒		〒
	法 人	フリガナ 名 称	-----	年 月 日	
		所 在 地	〒		〒
		役 員	別紙1「役員名簿」のとおり		年 月 日
管 理 建 築 士	登 録 種 別			年 月 日	
	登 録 番 号				
	フリガナ 氏 名	-----	-----		
	管理建築士講習 を修了した年月 日及び修了番号	/			
	構造設計一級建 築士又は設備設 計一級建築士で ある場合にあつ ては、その旨				
	構造設計一級建 築士証又は設備 設計一級建築士 証の交付番号				
所属建築士	別紙2「所属建築士変更事項」のとおり				

* 審査

備考1 *欄は、記入しないでください。
2 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。

別紙2

所属建築士変更事項

新たに所属建築士となった者及び登録情報に変更があった所属建築士

フリガナ氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合は、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日又は変更年月日及び事由
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
変更後の所属建築士の数						
一級建築士 名		二級建築士 名		木造建築士 名		
うち 構造建築一級建築士 名						
設備設計一級建築士 名						

現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

フリガナ氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合は、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日又は変更年月日及び事由
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
変更前の所属建築士の数						
一級建築士 名		二級建築士 名		木造建築士 名		
うち 構造建築一級建築士 名						
設備設計一級建築士 名						

備考 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士の欄には、従前に登録された全ての所属建築士について記入し、そのうち所属を外れた建築士について、所属を外れた年月日を記入して下さい。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十四号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則（昭和五十二年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四第一項及び第二項中「及び十五備考二2」を「、十五備考二2及び十六備考二」に改める。

別表第一に次のように加える。

バイシクルモト クロス場	筑後広域 公園	一月四日から十二月二十八日 まで	午前九時から午後九時 まで
-----------------	------------	---------------------	------------------

附則

この規則は公布の日から施行する。

正 誤

5 ・ 12 ・ 26	発行年月日	
459 増刊②	番公 号報	
程管企 理業 規局	種 類	
2	番同 号上	
25	ペ ー ジ	
○	上	欄
	下	
	行	
	備考	
第5条の3第3項第2号関係	第5条の3第3項第1号関係	正
第5条の3第4項第2号関係	第5条の3第4項第1号関係	監